【参考例11】

消防法関係及び建築基準法関係　協議結果報告書

　　　　　　　　　　　　事業者（法 人）名（登記事項証明書内の「本店」

または「主たる事業所」を記載）

　　　　　　　　　　　　代　 表　 者　 名（登記事項証明書内の「役員に関

する事項」を記載）

　　　　　　　　　　　　申 請 事 業 所 名

消防法関係

　上記事業所を開始するにあたり、消防法に関する手続等について、　　年　月　日に、◇◇消防署予防課の○○（担当者）において協議したところ、現地確認が必要とのことでしたので、　　年　月　日までに検査済証（写し）を提出します。

建築基準法関係

　上記事業所を開始するにあたり、建築基準法に関する手続等について、　年　月　日に、◇◇市役所（県〇〇建設事務所）□□□□課の△△（担当者）において協議したところ▽▽事業の用途として使用する延べ床面積が２００㎡以下のため、確認申請の手続きが不要との回答を受けました。

【参考例11】

消防法関係及び建築基準法関係　協議結果報告書

　　　　　　　　　　　　事業者（法 人）名（登記事項証明書内の「本店」

または「主たる事業所」を記載）

　　　　　　　　　　　　代　 表　 者　 名（登記事項証明書内の「役員に関

する事項」を記載）

　　　　　　　　　　　　申 請 事 業 所 名

消防法関係

　上記事業所を開始するにあたり、消防法に関する手続等について、　　年　月　日に、◇◇消防署予防課の○○（担当者）において協議したところ、現地確認が必要とのことでしたので、　　年　月　日までに検査済証（写し）を提出します。

建築基準法関係

　上記事業所を開始するにあたり、建築基準法に関する手続等について、　年　月　日に、◇◇市役所（県〇〇建設事務所）□□□□課の△△（担当者）において協議したところ▽▽事業の用途として使用する延べ床面積が２００㎡以下のため、確認申請の手続きが不要との回答を受けました。

＜記載要領等＞

1. 消防法関係

建物を事業所等として使用するにあたり、消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）を消防本部へ確認し、その結果を協議結果報告書に記載して提出すること。

⇒消防用設備の検査が必要な場合、協議結果報告書に加え、消防本部が発行する消防用設備等検査済証写しを提出

1. 建築基準法関係

建物を事業所等として使用するにあたり、建築基準法で必要な手続等（建築物の新築増改築や用途変更に係る建築確認等）を建築基準法所管行政庁へ確認し、その結果を協議結果報告書に記載して提出すること。

⇒建築確認が必要な場合、協議結果報告書に加え、建築基準法所管行政庁等が発行する建築確認済証写しを提出

なお、建築確認申請が不要な場合であっても、法令に定められた技術的な基準を遵守する必要があるので留意すること